

地方税統一 QR コードの活用に係る検討会

(令和3年度第1回)

令和3年9月6日(月)

15:00~17:00

オンライン開催

次 第

1 開 会

2 議 題

- ・ 構成団体より検討状況報告
- ・ 運用開始に向けた課題等について

3 閉 会

[資 料 一 覧]

資料1 開催要綱

資料2-1 eLTAX 改修等の検討状況の報告

資料2-2 地方税統一 QR コード導入に係る金融業界団体の対応について

資料3 運用開始に向けた課題等について

令和 3 年 9 月 6 日

地方税統一 QR コードの活用に係る検討会 開催要綱

1. 趣旨・目的

地方団体においては、関係機関における事務負担の軽減及び納税者の利便性向上のため、令和 5 年度から地方税の納付書に地方税統一 QR コードを付すこととし、その規格について、「地方税における QR コード規格に係る検討会」（事務局：総務省及び全国銀行協会）において検討が行われ、令和 3 年 6 月に取りまとめを公表した。

令和 5 年度からの地方税統一 QR コードの活用開始に向けて、関係機関間で調整が必要な事項について検討・情報共有を行うため、地方税統一 QR コードの活用に係る検討会（以下「検討会」という。）を開催するものとする。

2. 検討事項

検討会においては、地方税統一 QR コードの活用に向け、関係機関間で調整が必要な事項について検討・情報共有を行う。

3. 検討会構成員

【メンバー】

所属	内訳
地方団体関係	東京都、愛知県、福岡県、仙台市、横浜市、浜松市、神戸市、前橋市、三鷹市、豊橋市、東海市、川西市、高松市、庄内町、津幡町、宇多津町、飛島村
金融機関関係	全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、労働金庫連合会、農林中央金庫、ゆうちょ銀行
事業者関係	キャッシュレス推進協議会、日本マルチペイメントネットワーク運営機構、日本代理収納サービス協会
国等	総務省、地方税共同機構

【オブザーバー】

所属	内訳
地方団体関係	全国知事会、全国市長会、全国町村会
ベンダー	富士通 Japan、日本電気、日立製作所、日本電子計算、TKC、RKKCS、NTT データ
国等	金融庁

4. 運営

本検討会の事務局は、総務省及び全国銀行協会が担う。地方税共同機構は、必要な協力を
行う。

5. 開催期間

令和3年9月以降、本検討会が解散を決議するまでの間

6. その他

本検討会は非公開とする。

資料および議事要旨は原則公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三
者の利益を害するおそれがある場合など、検討会において必要と認める場合については非公
開とする。

以 上

eLTAX改修等の検討状況の報告

地方税共同機構

eLTAXにおけるシステム開発の検討状況

地方税統一QRコードの規格に関する検討会のとりまとめを踏まえ、地方税統一QRコード(以下単に「QRコード」という。)の活用を踏まえたeLTAXのシステム開発に着手した。また、地方団体向けの「見積参考資料」においてQRコードの規格、納付書への印字について周知している。

【開発方針】

- 「パソコン操作(法人利用想定)」、「金融機関窓口納付」、「スマホ操作(個人利用想定)」において、QRコードを活用した収納チャネルの拡大を実現する。
- 「パソコン操作」での活用を実現するため、eLTAXを利用するための無料ソフトウェア「NFdesk(仮)」を新たに開発し、QRコードの読取りによる納付操作機能を実装する。
- 「金融機関窓口納付」での活用を実現するため、eLTAXの改修を行い、MPNの一括伝送方式に対応する。
- 「スマホ操作」での活用を実現するため、eLTAXとスマホ決済アプリを接続するためのAPIを新たに開発する。
- 今後の制度整備を前提として、固定資産税・都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割以外の税目や公金へのQRコード活用も視野に入れたシステム開発を行う。

<想定スケジュール>

- | | |
|-----------|--------------------|
| 令和3年9月上旬 | システム開発事業者決定・開発着手 |
| 令和4年4月頃 | インターフェース仕様書公開(API) |
| 令和4年9月頃 | システム開発工程完了 |
| 令和4年10月以降 | 各ステークホルダーとの連動試験 |

一括伝送方式への対応について

- QRコードを用いた金融機関の窓口収納の実施にあたり、参加金融機関より地方税共同機構に「承諾・回答書（追加・変更分）」を提出いただく。（当機構では、MPNの参加金融機関をD方式で募集。取扱条件は、幹事金融機関から開示。）
- 以下に記載の一般的な事前取決事項の他、QRコードの利用に関して、特に定めるべき事項が発生するものと認識、今後調整いただく必要がある。

例：QRコード破損等による読取エラー時の処理方法 等

【一括伝送方式 事前取決事項の例】

1. 一括伝送データ 送信期限等の運用ルール
2. 一括伝送データの運用ルールを守れない場合の連絡方法・対応方法
3. 一括伝送方式でエラーが発生した場合の運用方法
4. 派出収納等のケースで収納済請求書をオンライン消込できない場合の運用
5. 払込取扱票の保管期間・保管方法
6. 他店券金額の通知要否
7. 不渡り発生時の運用方法
8. 再委託金融機関での収納に対する店舗番号の設定内容
9. 消込電文・一括伝送データへの入金日の設定
10. 詳細表示・詳細印字の実施有無
11. 通帳印字内容

地方税統一QRコード導入に係る 金融業界団体の対応について

2021年9月6日

一般社団法人全国銀行協会

地方税統一QRコード導入に係る全銀協の対応について

- 「地方税におけるQRコード規格に係る検討会」における検討状況を踏まえ、全銀協においては、会員銀行に対して必要な情報の提供等を実施。
- また、金融業態間における情報連携を企図し、担当者級で情報交換を実施。金融業態全体として、地方税統一QRコード導入に係り必要な対応を進める。

○ 会員銀行への情報提供等

- 全国銀行協会においても、会員銀行の検討に当たり必要な情報の提供等を適宜実施。

時 期	概 要
<ul style="list-style-type: none"> • 令和3年5月 	<ul style="list-style-type: none"> • 総務省から地方団体に送付された、QRコードの活用に向けた検討に係る事務連絡を会員銀行に参考通知するとともに、趣旨を踏まえた必要な対応の検討について依頼。
<ul style="list-style-type: none"> • 令和3年6月 	<ul style="list-style-type: none"> • 「地方税におけるQRコード規格に係る検討会」資料の全銀協ウェブサイトにおける公表について会員銀行に通知することで、検討状況の共有を実施(6/9)。 • また、検討会取りまとめを踏まえ、総務省から地方団体に送付された事務連絡を参考展開(6/30)
<ul style="list-style-type: none"> • 令和3年7月 	<ul style="list-style-type: none"> • 役員級会合において検討状況を報告(7/12・13) • 会員銀行に対し、これまでの検討状況、および引き続き必要な検討が行われる旨を連絡(7/29)

○ 金融業態間の情報交換の実施

- 地方税統一QRコードの導入に伴う金融機関における状況の連携を図ること等を企図し、金融業態間で情報交換を実施している。

<ul style="list-style-type: none"> • 目 的 	<ul style="list-style-type: none"> • 「地方税統一QRコード規格」の取りまとめ、および「地方税統一QRコードの活用に係る検討会」の開催が予定されていることを踏まえ実施。 • 地方税統一QRコード導入に伴う金融機関における状況の連携や、QR活用検討会における検討との連携を兼ねることとし、金融界において情報交換を行うことを目的とするもの
<ul style="list-style-type: none"> • メンバー 	<ul style="list-style-type: none"> • 全国地方銀行協会 • 第二地方銀行協会 • 全国信用金庫協会 • 全国信用組合中央協会 • 全国労働金庫協会 • 農林中央金庫 • ゆうちょ銀行 • 全国銀行協会

地方税統一QRコード導入に係る地銀協・第二地銀協の対応について①

- 地方税統一QRコード導入に係り、全国地方銀行協会および第二地方銀行協会においても、両協会の会員銀行を対象とした説明会を開催(地銀協:7/19(月)、第二地銀協:7/20(火))。説明者として、総務省および日本マルチペイメントネットワーク運営機構(JAMMO)が出席。
- 当日は地方銀行・第二地方銀行の全行が参加し、総務省から「地方税における統一QRコード規格に係る検討会 取りまとめ」の内容について説明いただくとともにJAMMOから地方税統一QRを利用する一括伝送方式の導入に関して説明がなされた。

○ 地方税統一QRコード導入に係る全行説明会の開催

- 下表のとおり、全国地方銀行協会および第二地方銀行協会において、両協会の全会員行を対象とした説明会を開催。

	全国地方銀行協会	第二地方銀行協会
・ 日時	・ 令和3年7月19日(月)13時30分～	・ 令和3年7月20日(火)13時30分～
・ 次第※	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地方税におけるQRコード規格に係る検討会の取りまとめについて【総務省】 2. 地方税QRを利用する一括伝送方式の導入【日本マルチペイメントネットワーク運営機構】 3. 地方税統一QRコードの導入に向けた情報の補足(疑問点と確認結果)【全国地方銀行協会】 4. 質疑応答 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地方税における統一QRコード活用に関する検討状況等【総務省】 2. 地方税のQR収納における一括伝送方式の導入【日本マルチペイメントネットワーク運営機構】 3. 質疑応答
・ 参加者	・ 全国地方銀行協会 会員銀行 (地方銀行:62行)	・ 第二地方銀行協会 会員銀行 (第二地方銀行:37行)

※総務省および日本マルチペイメントネットワーク運営機構からの説明内容は同一となる。

地方税統一QRコード導入に係る地銀協・第二地銀協の対応について②

- 説明後、質疑応答が実施され、各会員銀行から寄せられた意見について、総務省・JAMMO等から回答。
- 引き続き検討が必要と考えられる事項については、本検討会において議論が必要。

説明会における主な質問事項等※	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ■ 「検討会取りまとめ」において、「4税目以外の税目(普通徴収)についても、希望団体がQRコードを活用できるようeLTAXの改修を行う」とされているが、公共料金等についてもeLTAX経由の収納を実現する展望はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地方団体から、国民健康保険料、介護保険料等の収納についても統一QRコードの活用に関して意見があり、今後の検討課題。 ➢ ただし、実現に当たっては、地方税法の改正や関係省庁との調整も必要となり、実現時期は見通せない。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方団体制定の独自納付書においても統一QRコードは活用されるとのことだが、納付書の書式統一は実現しないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 現在、地方団体の情報システムの標準化・共通化について、2025年度の実現を目指して検討中であり、MPN標準帳票への統一化について、それに合わせて検討していきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 「検討会取りまとめ」において、「全金融機関における地方税統一QRコードへの対応」との記載があるが、例えば、収納代理金融機関が対応しきれず、指定金融機関がその代行としてQRコードの読取りを行う必要性が生じるのではないかと危惧する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 全地方団体が対応するよう働きかけを行うため、金融機関も全先が統一QRコードに対応いただきたいと考えている。地元金融機関が対応しなければ、地方団体側も対応しなくなってしまう。 ➢ 全金融機関・全地方団体が足並みを揃えて対応できるように、お互いに協力して取り組んでいきたい。また、指定金融機関から収納代理金融機関に働きかける等、様々なチャンネルから働きかけていくことが重要だと考えている。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 新規に「一括伝送方式」を導入する際のスケジュール、段取り等を早期にご支援、ご協力を賜りたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ スケジュールは(後工程となる)MPNとの接続試験から順次提供していきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 統一QRコード付納付書の取扱い等に係る運用面について、各金融機関における実務検討のため、早期に整理・開示いただきたい。また、運用開始までの全体線表も早期に提示いただきたい。 ■ なお、当該検討に当たっては、金融機関の実務も十分汲み取ったうえで検討を進めていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 納付書の取扱いに係る標準フロー等を含む、契約の関係については、QR活用検討会において相談・検討のうえ還元したい。 ➢ また、「これが決まらないとシステム対応が出来ない」等、具体的な意見があれば、積極的にお寄せいただきたい。

※ 一部質問事項について、意味内容が変わらない範囲で全銀協事務局において修正・統合を行っている。

運用開始に向けた課題等について

地方税共通納税システムにおける一括伝送方式への対応

- 地方税法に基づき、地方団体は、特定徴収金の収納事務を地方税共同機構に行わせることとされ、地方税共同機構は、金融機関にその事務の一部を委託することができることとされている。
- 令和3年8月現在、インターネットバンキング等での収納を前提に、1,047金融機関が地方税共通納税システムの仕組みに参加。今後、地方税統一QRコードの活用を前提に、一括伝送方式のチャネル追加を行っていただく予定。
- MPNの契約ルール(D方式)に基づき、地方税共同機構が取扱条件を開示する。各金融機関は、当該取扱条件を確認後、承諾・回答書を機構に提出することで一括伝送方式での取り扱いが可能となる。
- 取引条件の詳細は、基本的には、JAMPA等の協力を得て地方税共同機構において検討が行われることとなるが、例えば次の事項については、本検討会において検討が必要ではないか。
 - ① 納入済通知書等の保管期間・保管方法 →P. 2で議論
 - ② 一括伝送データの運用ルール((1)送信期限、(2)「支払期限」経過後の取扱い 等)
→(2)についてP. 4で議論
 - ③ QRコード破損等による読取エラー時の処理方法 →次回以降に議論

- 地方税統一QRコードを活用したeLTAX経由の収納に係る納入済通知書等の取扱いについては、各地方団体と各金融機関の個別協議ではなく、地方団体から収納事務を受託する地方税共同機構と各金融機関との取決め事項となる。
- 両者においては、地方団体における消込みや、一定期間経過後の地方団体からの照会に確実に対応する観点から、納入済通知書等の取扱いを検討することが必要であり、次のような取扱いとすることが考えられるか。
 - ・ eLTAXを経由した収納については、特定のフォーマットに従った納付情報が電子的に送付されることから、金融機関から地方税共同機構・地方団体への納入済通知書の回付は不要。
 - ・ 金融機関は、地方税共同機構及び地方団体からの照会に確実に対応するため、納入済通知書記載事項(領収日付を含む。)の情報を数年間保管する。この場合において、保管の媒体は問わない。
 - ・ 電磁的記録により保管する場合であっても、金融機関は、地方団体からの照会に備え、数日間程度(地方団体における消込が行われるまでの間)(※)は、納入済通知書・原符本体又はイメージデータの保管が必要と考えられるか。 ※MPNの仕様では、最低5営業日の保管が必要とされている。
- これまで行われていた紙の納入済通知書の回付を行わず、また、紙の保管期間を必要最小限とすることにより、金融機関・地方団体双方の事務負担軽減につながる。また、金融機関における負担軽減は、ひいては、地方団体の徴税コストの低減につながることを期待される。

【参考】地方税のコンビニ収納における納入済通知書等の取扱い(考え方)

- コンビニ収納に係る納入済通知書等の取扱いについては、各地方団体と各コンビニ事業者(収納代行業者を含む。)との取決め事項となる。現在、コンビニ事業者に対し、納入済通知書(紙)を5年間程度保存することを求めている地方団体が多い。
- コンビニ収納においても、金融機関窓口収納と同様に、地方団体における消込みや、一定期間経過後の地方団体からの照会及び検査(※)に確実に対応する観点から、納入済通知書等の取扱いを検討することが必要であり、次のような取扱いとすることが考えられるか。
 - ※ 私人委託制度において、地方団体は「受託者について、定期及び臨時に地方税の収納の事務の状況を検査しなければならない」とされている。
 - ・ コンビニ収納においては、POSレジで読み取った情報を元に、消込みに必要な情報が電子的に送付されることから、コンビニ事業者から地方団体への納入済通知書の回付は不要(従前どおり)。
 - ・ コンビニ事業者は、地方団体からの照会及び検査に確実に対応するため、納入済通知書記載事項(領収日付を含む。)の情報を数年間保管する。この場合において、保管の媒体は問わない。
 - ・ 電磁的記録により保管する場合であっても、コンビニ事業者は、地方団体からの照会に備え、数月間程度(※)は、納入済通知書・原符本体又はイメージデータの保管が必要と考えられるか。
 - ※ コンビニのレジにおいては収納事務以外の多様な業務が行われていること等を踏まえ、数月程度の保管は必要と考えられる。
- なお、コンビニ収納については、私人委託制度から指定納付受託者制度への移行が推奨されているところであるが、同制度においても、上記の考え方が当てはまると考えられる。
- 上記のとおり紙の納入済通知書等の保管期間を短縮した場合、コンビニ事業者における事務負担が軽減され、ひいては、地方団体の徴税コストの低減につながる事が期待される。

「支払期限」経過後の取扱い

- 地方税統一QRコードには、「納期限」とは別に、納期限経過後も同コードを活用した収納を可能とする期限として、「支払期限」を格納することとしている。eLTAX操作による納税やスマホ納税において、当該期限後は、収納を受け付けない(納付エラー)とする想定。
- 他方、金融機関窓口納付については、次の事情もあることから、「支払期限」後であっても、地方税統一QRコードから読み取った情報をeLTAX経由で地方団体に送付することとしてはどうか。
 - ・ 金融機関によっては、窓口ではなく後方の事務センター等でQRコードの読取りを行うが、その場合、収納受付後に支払期限超過後であることが判明する。支払期限後であることをもって、紙の納入済通知書の回付など、別行程で作業することは金融機関・地方団体双方にとって合理的でない。
 - ・ 特に、当該収納案件が指定金融機関先、収納代理金融機関先以外の地方団体に係る収納金であった場合、普段取扱いのない郵送先や送金先に送付・送金することが必要となり、特に負担が大きい。
- 地方団体において、金融機関から伝送されるデータから課税案件の特定が困難な場合(一定期間経過後の納付書等を想定)には、地方団体は金融機関に対し、速やかに問合せを行う。金融機関は、一定期間保管している証拠書類をもとに納税義務者名等を回答するなど、地方団体に協力いただく。
- 地方団体は、収納受付金融機関が一括伝送フォーマットに従い送信する「収納日」(納税者が金融機関に支払った日)をもとに延滞金の計算を行い、当該延滞金に係る納付書を別途発行することを基本とする。

地方税統一QRコード以外のQRコードの印字について

- 金融機関が事務センター等でQRコードを読み取る場合があることを踏まえ、地方団体は、地方税統一QRコードの確実な読取りの観点から、金融機関が受け取る①納入済通知書及び②原符の表面には地方税統一QRコード以外のQRコードを印字しないこととする。
- 納税者等の混乱を避ける観点から、原則、③領収証書部分の表面にも地方税統一QRコード以外のQRコードを付さないこととする。ただし、納付書発送作業等のため、地方団体が内部管理用のQRコードを付すことを妨げるものではない。

①

77 四角県 納入済通知書

加入者名	〇〇県出納長	口座番号	01234-5-678901	合計金額	45000 円
収納機関番号	48000	納付番号	12345678901234567890	確認番号	654327
納付区分	678				

令和3年度 納期 令和3年5月31日 主管 四角県 自動車税事務所

34 3201234567890100000045000248000000000000

34000000001234567890076543270000000000000000

収コード
納用

(91)948000-0123456789012345678900
050531-0-045000-0

(ご注意) 金額を訂正した場合、コンビニエンスストアでは納付できません。

住所
氏名
まるち市 〇〇〇 - 〇〇
ベイジ 太郎 様

税目 自動車税 収納代行会社 (株) 〇×△◇

領収日付印

(自動車/コンビニ納付)

②

受領証 (原符)

加入者名	四角県出納長	
口座番号	01234-5-678901	
納付番号	12345678901234567890	
確認番号	654327	納付区分 678
税 額	45000 円	
延滞金	円	
合計金額	45000 円	
納 期 限	令和3年5月31日	
納税者氏名	ベイジ 太郎 様	
主管所名	領収日付印	
四角県 自動車税事務所	<div style="border: 1px solid red; width: 100%; height: 100%;"></div>	
電話 XX-XXXX-XXXX		

X 切り取らないで窓口にお出しください。ATMではお取扱いできません。

領収日付印

(自動車/コンビニ納付)

③

領収証書

納付者氏名 ベイジ 太郎 様

納付番号 12345678901234567890

登録番号 〇〇300あ0008

登録年月日 令和3年4月1日

納 期 限 令和3年5月31日

合計金額 45000

上記金額を領収しました。

発付年月日 令和3年5月2日

自動車税事務所長 印

領収日付印

(納税者保留)

地方税統一QRコード以外のQRコードの印字不可

原則、地方税統一QRコード以外のQRコードを印字しない

今後の検討事項等

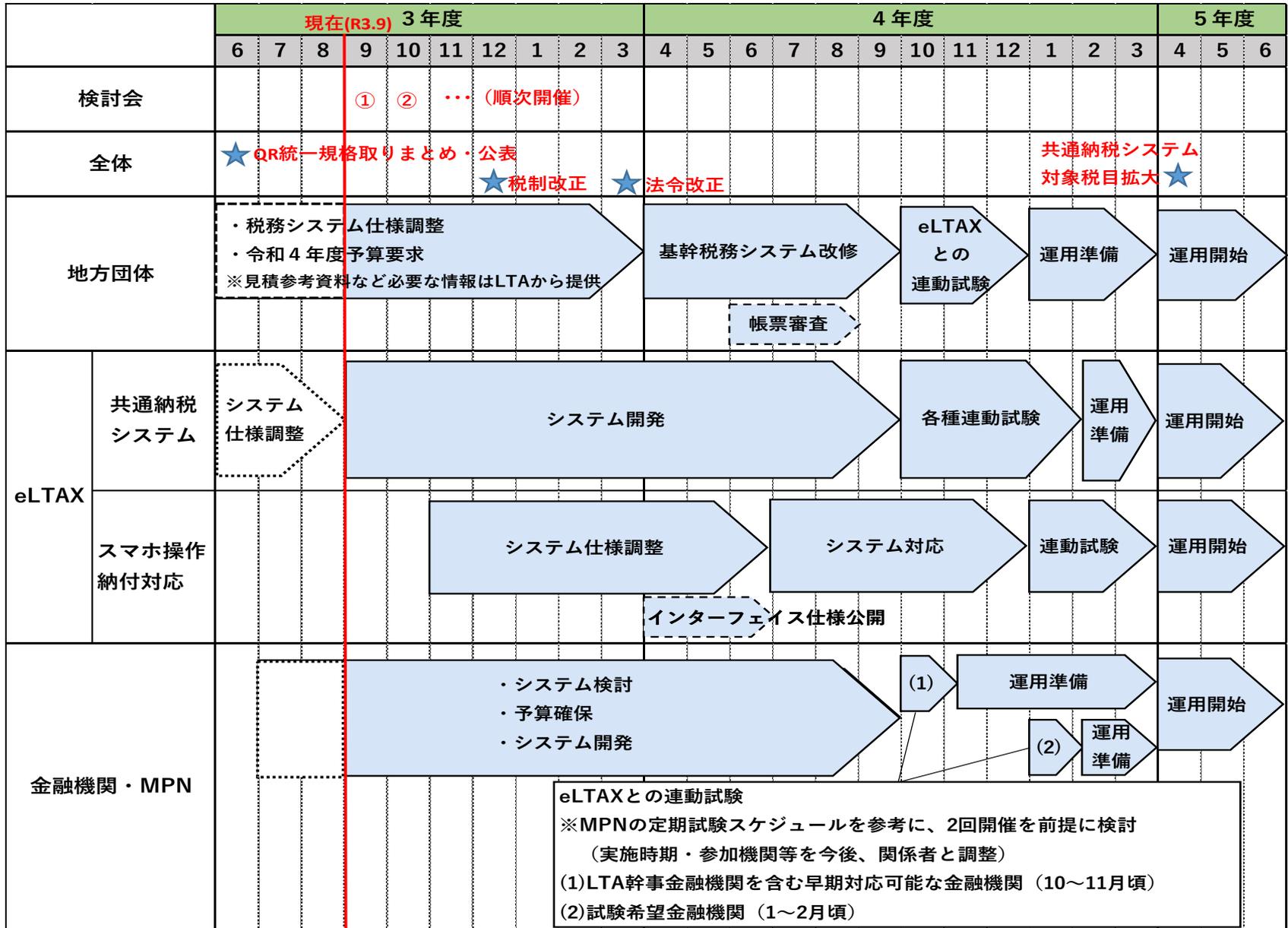
- 本検討会においては、地方税統一QRコードの活用開始に向け、関係機関間で調整が必要な事項等についての検討・情報共有を行う。
- 次回は10月に開催することとし、その後も、必要に応じて順次開催する予定。

<今後の検討・共有事項>

- ・ 関係機関における検討・対応状況について
地方団体
地方税共同機構
金融機関
マルチペイメントネットワーク運営機構
代理収納サービス協会
キャッシュレス推進機構 等
- ・ 地方税統一QRコードの運用に係る課題(QR破損等の場合の処理方法等)について
- ・ 地方税統一QRコードの活用に係る制度改正の方向性について

等

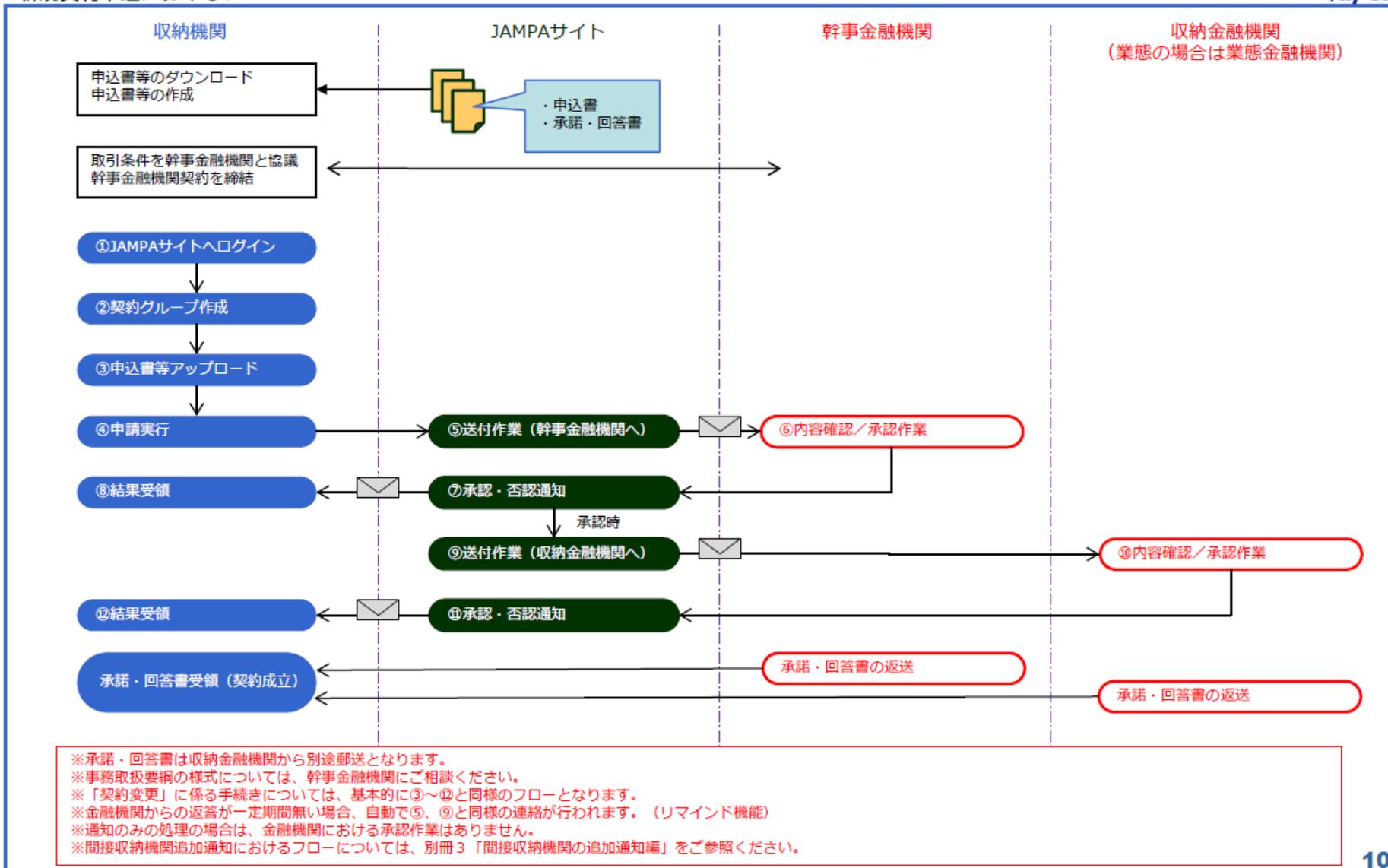
今後のスケジュール(想定)



※その他必要に応じて関係機関による調整を行う。

參考資料

新規契約申込におけるフロー



マルチペイメントご担当者様

年 月 日

地方税共同機構

部署・担当	
電話番号	
E-mail	

「Pay-easy (ペイジー)」 収納サービス取扱に係る追加・変更申込書

日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約（地方公共団体編）第3条第2項第3号に定める方式により、同運営機構の収納機関規約、地方税共同機構の収納事務に関する委託規則等に従い、下記のとおり収納委託契約の追加・変更を申込致します。

◇追加・変更の対象に○印を付けて下さい

※収納機関番号追加		サービス開始日変更	
※収納方式追加		企業情報変更	
※チャネル追加		その他	

※承諾・回答書（追加・変更分）での回答が必要です。

1. 会社情報 ※追加・変更箇所のみ記載

会社名および代表者	
収納機関番号	
業 種	
住 所	
年間料金請求件数	
ペイジーの取扱を行う 具体的な内容・件数	

2. 取扱条件 ※追加・変更箇所のみ記載

サービス開始予定日	20XX年XX月XX日 (X)		
手数料負担区分			
収納委託手数料	XX円/件(税別)	消費税 相当額 の加算	
手数料支払方法(含印紙税)	個別精算方式		
請求書取扱有無 ・ 収納方式	有無	収納方式	○印
	有	オンライン方式	
		情報リンク方式	
		一括伝送方式	
		ダイレクト方式	
	無	オンライン方式	
情報リンク方式			
ダイレクト方式			

3. 確認項目 ※追加・変更箇所のみ記載

取扱希望チャネル (○印)													
インターネット				モバイル				ATM		窓口		ダイレ クト 方式	
個人向け		法人向け		オンライン		情報リンク							
わくわ	情報 リンク	わくわ	情報 リンク	iモード	Yahoo! ケータイ	EZweb	iモード	Yahoo! ケータイ	EZweb	ネット バンク	現金	わくわ	一括 伝送
個別取り決め事項				(別紙)									
共同利用センター利用有無				無									
				有 (共同利用センター名:)									

4. 幹事金融機関情報 ※追加・変更箇所のみ記載

金融機関名 (金融機関番号)	〇〇銀行 (XXXX)
取扱店(取り纏め店)(店番号)	(XXX)
口座種類	

以上

地方税共同機構 御中



年 月 日

銀行
部

部署・担当	
電話番号	
E-mail	

承諾・回答書（追加・変更分）

平成〇年〇月〇日付「Pay-easy（ペイジー）」収納サービス取扱に係る追加・変更申込書」につき以下のとおり、承諾または回答致します。

1. 収納機関名 株式会社〇〇〇（収納機関番号XXXXX）

2. 取扱可否について（該当する項目に〇印を記入）

	当行は、日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約に定める収納サービスD方式により、同機構所定の収納機関規約、収納事務に関する委託規則等に従い、貴社が提示する平成 年 月 日付「Pay-easy（ペイジー）」収納サービス取扱に係る追加・変更申込書」記載の取扱条件に対し、3.に記載の取扱内容に基づき取扱を行うことについて応諾致しますので、収納事務に関する委託規則第2条第2項に基づきご通知申し上げます。
	当行は、貴社が提示する取扱条件での取扱については応諾致しません。 (応諾しない理由等)

3. 応諾する場合の取扱内容（追加・変更分）

(1) 収納機関番号

申込済の収納機関番号	
追加収納機関番号	

(2) 収納方式

請求書取扱有無	有無	方式	対応
	有		オンライン方式
		情報リンク方式	
無		一括伝送方式	
		オンライン方式	
		情報リンク方式	

(3) 取扱チャネル（該当する項目に〇印を記入）

インターネット				モバイル				ATM		窓口				
個人向け	法人向け	個人向け	法人向け	オンライン	情報リンク	情報リンク	情報リンク	ATM	現金	窓口	窓口			
わが行	情報リンク	わが行	情報リンク	iモード	Taboo! (ペイジー)	Ezweb	iモード	Taboo! (ペイジー)	Ezweb	スマホカード	現金	わが行	わが行	一括伝送

(注1) 印紙税法に定める第7号文書に該当する場合、印紙添付要

事前取決事項(各事項詳細については「サービス仕様書(収納サービス編)」補足説明資料等を参照)。

会 社 名 株式会社(□□□□□)。

項番	事前取決事項	概要	取決事項(収納企業使用欄)	対応回答(収納金融機関使用欄)	備考
①	一括伝送データ(消込データ)の運用ルール	一括伝送データ(消込データ)を送信する際の送信期限等の運用ルールを取り決める。			一括伝送方式を行う場合に記入。
②	一括伝送データ(消込データ)の運用ルールを守れない場合	送信期限遅延など取り決めた一括伝送データの運用ルールを守れない場合の連絡方法・対応方法を取り決める。			一括伝送方式を行う場合に記入。
③	一括伝送方式でエラーが発生した場合の運用方法	一括伝送データを送信後に収納機関消込処理でエラーが発生した場合の連絡方法・対処方法を取り決める。			一括伝送方式を行う場合に記入。
④	取消処理を行う場合の運用方法	窓口で取消を行う場合やシステムの <u>取消</u> できない場合の運用方法を取り決める。			窓口オンライン方式を行う場合に記入。
⑤	収納済請求書をオンライン消し込できない場合の運用方法	派出収納等のケースで収納金を受領済みの請求書がオンラインで消込できない場合の運用方法を取り決める。			
⑥	払込取扱票の保管	金融機関窓口で受付した取引について金融機関での払込取扱票の保管期間・保管方法を取り決める。			一括伝送方式を行う場合に記入。
⑦	他店券金額の通知要否	窓口において他店券による支払を受けた場合、他店券金額を収納機関に通知するかどうかについて取り決める。			一括伝送方式・窓口オンライン方式を行う場合に記入。
⑧	不渡り発生時の運用方法	窓口において他店券による支払を受け、当該他店券が不渡りとなった場合の連絡方法・対処方法を取り決める。			一括伝送方式・窓口オンライン方式を行う場合に記入。
⑨	再委託金融機関での収納に対する店舗番号の設定内容	再委託金融機関での収納を取りまとめ金融機関で取り扱う際、実在しない店舗番号を消込データに設定する場合、その設定内容について金融機関より通知を行う。			一括伝送方式を行う場合に記入。
⑩	収納金の入金日	収納機関口座への収納機関の入金日について取り決める。			
⑪	消込電文・一括伝送データへの入金日の設定	消込電文・一括伝送データに入金日の設定を行うか否かを取り決める。			
⑫	詳細表示・詳細印字の実施有無	金融機関チャネル上で表示・印字する詳細表示・詳細印字について実施有無を取り決める。			
⑬	通帳印字内容	収納機関からの応答電文上のbit21またはbit22の内容を連絡する。			